

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆
契 約 書 案
◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

請 負 契 約

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 品 目 | 需要・社会課題に応える肉用牛生産推進事業に係る「消費者ニーズや社会的課題に対応した肉用牛生産に関連する広報動画」の制作業務 |
| 2. 仕様・規格 | 仕様書のとおり |
| 3. 業務及び納品 | 動画制作及び動画データ（mp4） |
| 4. 契 約 金 額 | 〇〇〇円（税込） |
| 5. 契 約 期 間
納 入 期 限 | 契約締結日（令和8年〇月〇日）から
令和9年2月末日まで |
| 6. 納 入 場 所 | 一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 |
| 7. 検 査 場 所 | 一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 |
| 8. 契約保証金 | 免除 |

上記品目（以下「物件」という。）の制作について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 会長 森山 裕（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に上記各項目及び次の条項により請負契約を締結する。

契 約 条 項

- 第1条 乙は、頭書の仕様、規格に基づき、契約期間内に物件の作業を完了して甲に引渡すものとする。
- 2 仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定する。ただし、軽妙なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

第2条 甲は、監督をする必要があると認めたときは、物品の作業について、甲の命じた職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせ、又は必要な指示をさせるものとする。この場合、乙は監督職員の指示に従うものとする。

2 乙は、甲から監督に必要な作業工程表等の書類の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

第3条 乙は、期日内に作業を完了させることができないときは、あらかじめ、甲に対し遅滞の理由及び引渡し見込み日時を明らかにした書面を提出して期間延長の承認を求めなければならない。

第4条 甲は、乙が期日内に物件の引渡しを完了しないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し、遅滞金を請求することができる。

ただし、その遅滞が天災地変等やむをえない理由によるときは、この限りでない。

2 前項の遅滞金は、納入期日の翌日から納入の日までの遅滞日数1日につき未納部分に対する契約金額の年3%に相当する額とする。

ただし、未納部分に対して、金額の算定が困難なものについては、契約金額の3%に相当する額とする。

3 第1項の遅滞金の請求は、甲が第13条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第5条 乙は、物件の作業を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

第6条 検査職員は、物件完成の通知を受けた日から30日以内に当該物件について検査を行うものとする。

乙は、検査に立ち合い、検査職員の指示に従って物件の検査に必要な作業を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙又はその代理人が立ち会わないときは、検査職員は乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 検査職員は、当該物件の全部又は一部について不当な箇所を発見したときは乙に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。この場合には、乙はただちに、不当箇所の補修を行わなければならない。

4 物件の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第7条 前条の検査に合格し、引渡しを完了した日に当該物件の所有権は甲に移転する。

第8条 前条に定める所有権移転の時以前に当該物件について生じた損害は、甲の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて乙の負担とする。

第9条 乙は、製作した物件の引渡し後1か年間は当該物件について保証するものとする。この期間内に当該物件にかくれた瑕疵が発見されたときは、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該物件の取り替え、又は瑕疵の補修を請求することができる。

2 前項の規定は、甲が物件にかくれた瑕疵により不当な損害を被った場合における損害賠償の請求を妨げない。

第10条 乙は、年度内の作業の完了又は物件の引渡しを完了したときは、所定の手続きにより代金支払の請求をするものとする。

第11条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間という。」）に契約金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不当のため、乙に返送した場合は甲がその返送した日から乙の是正した支払請求書を受理したまでの期間は、これを約定期間に算入しない。

第12条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき年2.5%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむをえない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数としない。

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を破ることがあっても甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき、若しくは正当な理由なく納入期限内に義務を履行することができないと認めたとき。

(2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等の不正行為があったとき。

(3) 第5条の規定により検査職員が行う検査を乙若しくはその代理人又は使用人が妨げたとき。

(4) 乙が破産の宣告を受けたとき。

(5) 乙が解約を申し出たとき。

甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第14条 甲は、乙が天災地変等やむをえない理由により契約の解除を甲に申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第15条 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

第16条 予期することのできない理由に基づく経済情勢の激変等により契約金額が著しく不適當であるときは、甲、乙協議してこれを変更することができる。

第17条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金及び違約金等があるときは、甲は、その選択により、乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収する。

第18条 甲、乙双方は信義を持って誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 東京都文京区本郷1-34-3
 後楽園S A Jビル6階
 一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
 会 長 森山 裕

乙 ○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○